

第 22 章 土地の立入の身分証明書

知事又は水防管理者が、水防計画を作成するために必要がある場合、必要な土地に立ち入らせるときに携帯する身分証明書は、次のとおりである（水防法第49条第2項）。

表

8 cm 4 mm	
水 防 職 員	
第	号 交付 令和 年 月 日
所 属 機 関 名	水 防
職 名	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生
所属機関の長名	印
6 cm	

裏

心 得
1 本証は、自己の身分を証明する。
2 記名以外の者の使用を禁ずる。
3 本証の身分を失ったときは、速やかに本証を返還する。
4 本証の身分に異動があったときは、速やかに訂正を受ける
5 本証は、水防法第49条第2項の規定により土地に立ち入る場合の証票である。